

仕 様 書 (案)

1 件 名

港区防災学校プログラム企画・運営支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎内会議室ほか

4 目 的

本業務は、広く区民等が気軽に参加できる防災に関する知識などの普及講座を実施し、区民が自ら災害に備える「自助」の対策を進め、さらに地域で互いに助け合う「共助」への考え方を定着させることを目的とする。

5 委託の内容

災害発生時に被害を最小限に抑えるために、地域の防災活動の担い手の育成を図り、地域の防災力の向上を目指した防災に関する講座を実施するに当たり、以下の業務を行うこと。

なお、契約期間中に災害が発生した場合等には、受講生にとって最も有効的な講座内容、回数、日時等を、発注者と協議のうえ再検討すること。

(1) プログラム企画の作成

区民等を対象として、防災に関する基礎的な知識・技能の習得を目的とした以下の講座・講演会等のプログラム企画の作成を行うこと。また、広く区民等が気軽に参加できる、日時・場所・運営方法を検討すること。

なお、プログラム企画の具体的な内容、開催回数及び日時、開催場所については、発注者と協議のうえ決めること。

① 防災基礎講座

ア 内 容：一般の区民で、防災に関する知識が乏しい人に興味を持ってもらえる講演内容とする。テーマや講師の選定、実施方法（講師による講演、パネルディスカッション等）等、手法を工夫すること。防災対策の基礎について学び、各家庭での備えの意識啓発、さらには防災住民組織の活動への参加を促す内容とすること。

イ 開 催：同じ内容で 2 コースを実施すること。

全 2 回× 1 コース（平日夜間、各 2 時間程度）

全 1 回× 1 コース（休日昼間、4 時間程度）

ウ 対象者：各回定員 30 名（区内在住・在勤・在学者）

※テーマによって変更する場合もあり。

② 防災講演会

ア 内 容：一般の区民に、防災について興味を持たせる講演内容とする。より多くの区民の意識啓発を図るため、テーマや講師の選定、実施方法（講師による講演、パネルディスカッション等）等、手法を工夫すること。

イ 開 催：2回

※休日昼間2時間程度を想定

ウ 対象者：定員70名（区内在住・在勤・在学者）

※テーマによって変更する場合もあり。

③ 防災関連施設見学ツアー

ア 内 容：区内在住在学の親子を対象として、防災関連施設を見学するツアーを行い、防災について学びきっかけづくりと、「自助」の意識啓発を図るための講座を行う。

イ 開 催：1回

※仮日程：7月20日（土）

ウ 対象者：親子20組40名

※小学4年生から小学6年生の子どもとその保護者。原則として保護者1名に対して子ども2名までとする。

④ 防災士養成講座事前学習会

ア 内 容：区が実施する防災士養成講座受講決定者（区内在住・在勤・在学者）に対して、防災士の活動や区の防災対策について事前に説明し、防災士への理解を深めるための講座とする。

イ 開 催：2回（各2時間程度）

※仮日程：第1回 7月2日（火） 第2回 11月27日（水）

ウ 対象者：第1回 50名程度 第2回 50名程度（2回の合計の人数は最大100名）

⑤ 防災士有資格者向け研修会

ア 内 容：区内防災士有資格者を対象に、防災知識と意識の向上を目的としたプログラム企画を行う。

イ 開 催：2回（各3時間程度）

※仮日程：第1回 6月22日（土） 第2回 2月22日（土）

ウ 対象者：第1回 100名 第2回 100名

(2) 各講座の運営支援

(1) の①～⑤のプログラム企画に基づき、各コースのプログラムに沿った内容で下記①～⑩の内容を支援すること。

①講師の手配

プログラム内で講演する講師について、スケジュール調整等の手配を行う。講師への謝礼は受託者の負担とする。

②資料作成

発注者と協議して決定したプログラムの内容に沿った資料を各コースの開催回数に応じて作成する。

③ 講座等の開催場所の確保

プログラムの内容に応じて、区有施設の会議室や小中学校、民間等の貸出用会議室などを利用する。なお、区有施設については、発注者が利用申請等を行う。

また、民間等の貸出用会議室を利用する場合は、受注者の責任で申請等を行い、利用料金は受注者の負担とする。

④ 講座等の運営

開催当日の会場設営、参加者の受付、資料配付や司会及び進行管理を行う。原則として参加者募集、申込受付は発注者が行うものとする。ただし、(1) ⑤防災士有資格者向け研修会については、参加者申込受付は受託者が行うものとする。

⑤ 施設見学会の運営

区内外の防災関連施設を視察するため、場所の選定等は受注者が行う。なお、参加者は施設に現地集合又は区がバスを手配するものとする。

⑥ アンケートの実施

講座等終了後、参加者に対しアンケート等を実施する。アンケート結果は集計し、各講座等終了後、7日間以内に報告する。

⑦ 防災関連グッズの提供

防災関連施設見学ツアーの参加者に対し、防災関連グッズの啓発品を提供すること。

⑧ 募集チラシの作成

下記講座の募集チラシをA4片面、1色刷り、マット紙で作成すること。なお、部数については発注者と協議のうえ決定する。

- ・ 防災基礎講座 4,000 部程度
- ・ 防災士養成講座事前学習会 8,000 部 (4,000 部×2) 程度
- ・ 防災施設見学ツアー 7,000 部程度
- ・ 防災講演会 8,000 部 (4,000 部×2) 程度

⑨ 参加者への配慮

講座・講演会について、就労している対象者が参加しやすいよう夜間・休日等の開催の検討をするとともに、子育て世代の対象者が参加しやすいよう一時保育の実施など検討すること。また、施設見学会は移動時の安全を確保できるサポート体制を検討すること。

ただし、一時保育の保育者手配、申込受付は発注者が行う。

6 業務の処理

(1) 受注者は、業務の詳細について、発注者の担当者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。

(2) 本業務を担当する主たる担当者（責任者）は、業務終了まで専任とし、責任をもって対応すること。

また、主たる担当者（責任者）は、住民を対象とした防災住民組織の育成や住民向けの防災訓練等の取組みに精通しており、住民を対象とした防災住民組織（自主防災住民組織）育成に関する業務実績があり、一貫して指示・管理が可能なこと。

(3) 業務に必要な資料は、区が受注者に貸与する。

(4) 受注者は契約締結後7日以内に業務スケジュールを1部作成し、区担当者に提出すること。

また、業務の進捗状況等について随時報告を行い、必要な指示を受けること。

- (5) 各講座の申込受付、参加者の決定については、発注者が行う。
- (6) 業務で受注者が発注者に提出する資料の作成や提出にかかる費用、また打合せや訓練参加者への事前説明時の交通費、成果物の印刷にかかる費用、その他業務の履行に当たり当然に必要なとなる物品等にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (7) 本業務履行に当たり収集、作成した資料等は発注者に帰属するものとし、業務終了後、発注者に引き渡すものとする。

7 業務の疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者の担当者の指示をうけなくてはならない。

8 成果物

受注者は、本業務の履行に当たり作成した成果物を、下記の仕様により納入すること。

- (1) 着手時（契約締結後7日以内）

業務スケジュール 1部

- (2) 随時

打合せ記録 1部

- (3) 完了時

各講座関連資料（各講座の記録、配付資料等）

ア 電子記録媒体（Microsoft Word 及び pdf ファイル）：各 1 式

イ 紙媒体（A4 または A3 サイズ・4 色刷り）：4 部

9 支払方法

全ての履行確認後、受注者の請求に基づき、一括払いとする。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

- (8) 本契約の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理すること。
- (9) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (10) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (11) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (12) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。
- (13) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (14) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

11 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は、すでに第三者に帰属するものを除き港区に帰属するものとする。

12 担当

港区防災危機管理室防災課地域防災支援係 星野
電話 03-3578-2111 内線 2512